

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の設置について

平成24年9月25日
多重債務者対策本部決定

1. 趣旨

多重債務者対策について、これまでの多重債務者対策の成果を維持しつつ、新たな課題等への対応を含めた今後取り組むべき施策等について検討するため、多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 構成

懇談会の構成員は、以下のとおりとする。

内閣府副大臣（金融）
内閣府副大臣（消費者）
内閣府大臣政務官（自殺対策）
総務大臣政務官
法務大臣政務官
財務大臣政務官
文部科学大臣政務官
厚生労働大臣政務官
経済産業大臣政務官
警察庁長官官房審議官（生活安全局）
安藤 信明 〔日本司法書士会連合会常任理事〕
飯島 巖 〔日本貸金業協会会長〕
重川 純子 〔埼玉大学教育学部教授〕
杉浦 宣彦 〔中央大学大学院戦略経営研究科教授〕
高木 伸 〔一般社団法人全国銀行協会理事〕
竹島 正 〔(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
自殺予防総合対策センター長〕
田澤とみ恵 〔公益社団法人全国消費生活相談員協会参与〕
新里 宏二 〔日本弁護士連合会多重債務問題検討ワーキングチーム座長〕
浜田 節子 〔経済アナウンサー〕
山本 豊 〔京都大学大学院法学研究科教授〕
行岡みち子 〔生活協同組合連合会グリーンコープ連合常務理事〕

（注）〔〕内の肩書きは平成24年9月現在のもの

3. 事務局

懇談会の庶務は、金融庁及び消費者庁が共同して処理する。